

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：平成29年4月14日（平成29年（独情）諮問第20号）

答申日：平成30年2月7日（平成29年度（独情）答申第54号）

事件名：特定調査に係る「問い合わせ概要」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月8日付け日ス振総第74号により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 「特定月日B」の部分において、文章の半分以上が黒塗りとなっている。その内容は、審査請求人が特定課に送信した電子メール文面と酷似しており、審査請求人に関する記載と推察されるが、それは審査請求人個人を特定できるような内容ではないため。

イ 相談したとする弁護士の名前が伏せられているため、相談の事実が確認できない。弁護士は士業として氏名が広く公開されており、公的機関が業務に関する法的な相談料を支払った件で、弁護士氏名を非公開とする合理的な理由はないため。

ウ 当該職員は、登山関係の雑誌メディアやウェブ記事、実名での公開SNSにおいて、自らの所属を明らかにした上でインタビュー記事などを公開しており、また出向先の文部科学省の実務内容にもSNSで自ら触れており、氏名を不開示する必要がないため。

(2) 意見書1（理由説明書に対する意見）

ア 意見

「問い合わせ概要」（文書1）に書かれている内容と、当方が所有している「特定課長との電話録音データ」を照合したところ、個人

を同定するような記載はないと判断できるため、第三者機関による審査を求めます。また、「弁護士事務所往訪メモ」（文書2）については、センターが業務として弁護士の見解を求め、その見解を得ており、その日時と対応した弁護士氏名を公開することには公益性があると考えられます。したがって、弁護士氏名の情報公開を求めます。

イ 情報公開請求した背景

特定会社の特定個人は、ご子息であるセンター職員から、センターの業務時間中に知り得た「審査請求人による、特定課長への電話問い合わせ事項」を聞き、特定個人がその事項を、審査請求人が居住するマンションの他の住民に情報漏洩したため、審査請求人は大変な迷惑を被っています。

ウ その他

審査請求人は、マンション管理業者を監理する国土交通省関東整備局に対して、特定会社への苦情申立てを行い、調査がなされています。またセンターは、審査請求人の不服申し立てから起算して90日を大幅に超えて貴会に諮問しており、行政機関として杜撰な対応と言わざるを得ず、厳正なる審査をお願いします。

(3) 意見書2（補充理由説明書に対する意見）

ア センターが弁護士に相談した事実の確認について

弁護士名の記載がないため、弁護士に相談した行為が事実であるかどうか、また、記載の見解が弁護士の見解であるかどうかを、第三者が照会することができない。

イ 「弁護士業務の機微にわたる情報」について

行政機関が公的資金により弁護士に相談料ないし顧問料等を支払い、助言を受けたものであるならば、正しいか否かは別にして、その助言の内容は公共性の高い情報である。また当該弁護士は、行政機関から相談を受けた時点で、助言の内容が情報公開請求等で公開される可能性について理解しているはずである。そもそも、法5条2号イの主体はセンターであり当該弁護士ではない。また、当該弁護士の助言をセンターの公式見解とした事実はないことから、本件は法5条2号イには該当しないと考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定年月日Aに、センター特定課長が相談を受けたセンター職員の情報漏えいに関する調査」に関する会議資料や報告書等に係る文書（本件対象文書）について開示を求めたものであり、今般

の審査請求は、当方が部分開示決定を行った文書1及び文書2（本件対象文書）について、不開示決定箇所の開示を求めるものである。

文書1については、開示請求内容に係る特定個人からの問い合わせの概要を記したものである。文書2については、当該案件について、弁護士に相談した際の内容を記したものである。

(2) 不開示情報該当性について

法5条は、開示請求に係る法人文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条1号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。

本件開示請求に係る法人文書の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

文書1には、問い合わせを行った特定個人の氏名、特定個人を識別できる情報が記されており、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができる現実的な可能性が認められるため、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハのいずれにも該当しないと考える。

文書2には、（ア）弁護士の氏名、（イ）センター職員の氏名、（ウ）特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報が記されている。（ア）及び（ウ）については、特定の個人に係る情報であり、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハのいずれにも該当しないと考える。

（イ）については、独立行政法人職員の氏名であり、センターが主体的に公表していない情報であるため、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハのいずれにも該当しないと考える。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「特定月日Bの部分において、その内容は、審査請求人に関する記載と推察されるが、それは審査請求人個人を特定できるような内容ではない」と主張しているが、不開示部分には、特定個人の氏名そのものが含まれており、審査請求人個人に関する記載かどうかは言及できないが、審査請求人の主張は当たらない。

イ 審査請求人は「当該職員は、実名での公開SNSにおいて自らの所属を明らかにした上で記事などを公開しており、氏名を不開示する必要がない」と主張しているが、審査請求人が主張する当該職員と推察される職員の氏名は、開示文書に記載されていない。

(4) 結論

前項までに述べたとおり、本件開示決定で不開示とした部分については、法5条1号の規定に基づき不開示とすることが妥当であると考えられる。よって、審査請求において開示を求められる部分について原処分を維持することを求め、貴会に諮問する。

2 補充理由説明書

平成29年（独情）諮問第20号「特定調査に係る「問い合わせ概要」等の一部開示決定に関する件」について、弁護士事務所往訪メモ（文書2）において、弁護士氏名を法5条1号により不開示としているが、以下の理由により、同条2号イにも該当することから、不開示理由を追加する。（不開示とする理由）

弁護士事務所往訪メモ（文書2）は、処分庁が弁護士に相談した際の内容を記したものであり、弁護士の氏名、相談内容、弁護士の見解及び結論等が記載されているところ、特定の弁護士がどのような相談を受け、どのような見解を示したかについては、当該弁護士の知識、経験、事件に対する見方、評価等が反映されるものであって、弁護士業務の機微にわたる情報というべきである。

本件では、弁護士の氏名を除き、相談内容及び弁護士の見解及び結論の部分は既に原処分において開示されており、弁護士の氏名を明らかにすると、原処分で既に開示されている内容と相まって、上記の機微にわたる情報が明らかとなり、当該弁護士の今後の業務に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、弁護士の氏名は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月12日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年11月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月19日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 平成30年1月10日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月22日 審議
- ⑨ 同年2月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書のうち、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とす

る一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条2号イを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書1の不開示情報該当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 文書1は、特定個人からの電話による問合せとそれに対するセンター特定課長の回答内容を「問い合わせ概要」として作成したものである。

文書1には、問合せを行った特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報が記されており、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができる現実的な可能性が認められるため、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと考える。

(イ) また、文書1の欄外に記載されている確認事項は、特定月日Cのやり取りに基づくものであり、この内容について、特定月日Dに弁護士事務所を往訪し、その結果を取りまとめたものが文書2である。

イ 当審査会において文書1の不開示部分を見分すると、問合せを行った特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報が不開示とされていることが認められる。

(ア) 文書1は、特定個人からの問合せとそれに対するセンター特定課長の回答内容が記載された文書であり、問合せを行った特定個人の氏名が記載されているから、文書全体が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

このような個人からの問合せは、一般に公にされていないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も見当たらない。次に法6条2項の部分開示について検討すると、特定個人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、特定個人を識別できる情報として不開示とされた部分は、これを公にすると、特定個人の知人等一定の範囲の者が個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開

示はできない。

したがって、文書1の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の不開示情報該当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 文書2は、特定月日Dに弁護士事務所を往訪し、その結果を取りまとめたものであり、大別するとa)相談内容、b)弁護士見解、c)結論等が記載されている。

(イ) このうち、①弁護士の氏名、②センター職員の氏名、③問合せを行った特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報を不開示としている。

①弁護士の氏名については、理由説明書のとおり、弁護士氏名を法5条1号により不開示としているが、同条2号イにも該当することから、補充理由説明書のとおり、不開示理由を追加する。

②センター職員の氏名については、独立行政法人職員の氏名であり、センターが主体的に公表していない情報であるため、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと考える。

③特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報については、特定の個人にかかる情報であり、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと考える。

イ 当審査会において文書2の不開示部分を見分すると、諮問庁が説明するとおり①弁護士の氏名、②センター職員の氏名、③問合せを行った特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報であることが認められ、以下、検討する。

(ア) ①弁護士の氏名

文書2では、弁護士の氏名を除き、弁護士に対する相談内容やそれに対する弁護士の見解及び結論の部分は既に原処分において開示されているので、これに加えて更に弁護士の氏名を明らかにすると、原処分で既に開示されている内容と相まって、特定の弁護士がどのような個別具体的な案件の相談を受け、それに対してどのように具体的な見解を示したかという情報が明らかになる。

このような個別具体的な案件に対する弁護士の具体的な見解は、当該弁護士の知識、経験、事件に対する見方、評価等が反映されるものであるから、これを明らかにすると、弁護士業務の機微にわたる情報が明らかとなり、当該弁護士の今後の業務に影響を及ぼし、

当該弁護士の特権、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該弁護士の氏名は法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) ②センター職員の氏名

当該職員の氏名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該職員の氏名は独立行政法人国立印刷局作成の職員録にも掲載されておらず、また、その他に公表慣行があるとすべき事情も認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めべき事情も見当たらない。

次に法6条2項の部分開示について検討すると、当該氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該職員の氏名は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) ③特定個人の氏名及び特定個人を識別できる情報

当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書 1 問い合わせ概要

文書 2 弁護士事務所往訪メモ